

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月4日（平成28年（行個）諮問第127号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行個）答申第154号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る審査請求に関する特定労働者災害補償保険審査官の決定書類のうち甲号証等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「岐阜労働者災害補償保険審査官の平成28年特定月日付け決定書類のうち、甲号証、乙号証及び丙号証すべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、岐阜労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年3月10日付け岐労発基0310第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不開示部分18枚と30枚に関し、全て個人や法人の氏名や印影と言えないため、それ以外は開示すべきである。
- (2) 適正な事務執行に支障を及ぼすような業務であれば、適正な判断の妨げになるため。
- (3) 私個人の権利侵害を有するため。
- (4) 私が提示した資料と相違差し替えが認められるため、岐基審発第27-13号における決定書の偶数ページの送付ミスが岐阜労働者災害補償保険審査官によりあり（原文ママ）、適切な事務処理がなされていなかったため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

- (1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成28年2月12日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「岐阜労働者災害補償保険審査官の平成28年特定月日付け決定書類のうち、甲号証、乙号証及び丙号証すべて」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年3月10日付け岐労発基0310第4号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年5月9日付け（同月11日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、岐阜労働者災害補償保険審査官の平成28年特定月日付け決定書類のうち、甲号証、乙号証及び丙号証すべてである。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、6の①、7の①、8の①、21の②、22、26の②、27の②及び29の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、6の②、7の②及び8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号20、21の①、23、24、26の①、27の①、28及び29の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号22の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、6の②、7の②及び8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当であ

る。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号22の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記（イ）bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（4）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年8月4日付け厚生労働省発基0804第3号により諮問した平成28年（行個）諮問第127号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の追加・修正を行う（下線部分が追加・修正部分）。

（1）不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

- （ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、3の②、6の①、7の①、8の①、21の②、22、26の②、27の②及び29の②の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号

本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 省略

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 省略

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号3の③、22の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 省略

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号		
			2号	3号 イ	7号柱 書き
2	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書	<u>7頁診察担当者氏名・印影部分</u>	○		
3	保険給付 実地調査 復命書	①5頁「調査事項」欄34行目、 35行目、37行目、42行目、 6頁「調査事項」欄22行目、4 5行目、9頁「調査事項」欄6行 目17文字目ないし7行目12文 字目、10行目21文字目ないし 38文字目、12行目35文字目 ないし13行目2行目、14行目 39文字目ないし最終文字	○		○
		③7頁41行目、8頁2行目		○	

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成28年8月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月8日 | 審議 |
| ④ 平成29年10月26日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年12月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「岐阜労働者災害補償保険審査官の平成28年特定月日付け決定書類のうち、甲号証、乙号証及び丙号証すべて」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号30に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分18枚と30枚に関し、全て個人や法人の氏名や印影といえないため、それ以外は開示すべきと主張している。

この点、審査請求人が指摘する「不開示部分18枚と30枚」の部分について、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該部分は、別表の文書番号22及び文書番号28に該当することから、審査請求人は、文書番号22及び文書番号28の個人の氏名及び印影並びに法人の名称及び印影以外について開示すべきとしているものと認められる。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、本件対象保有個人情報は、労働者災害保険審査官が審査請求人の療養補償給付の不支給決定に係る審査に当たり用いた資料であり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該審査官による決定がなされ、その決定書を審査請求人に送付後、本件開示請求が行われているとのことである。

そうすると、審査請求人は、当該決定書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容を踏まえることにする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる事項について

ア 通番2、通番6、通番8及び通番10について

当該部分は、特定労働基準監督署に対して提出した医師の意見であ

り、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定個人を識別することのできる情報に該当するが、いずれも決定書において既に開示されている情報と同一の内容であり、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番11，通番12，通番15ないし通番17，通番19及び通番21について

当該部分は、特定事業場の印影である。通番15及び通番16は、労働契約書に押印された印影であり、審査請求人が知り得るものと認められ、その余の部分も、これと同一の印影と認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番14について

当該部分は、審査請求人以外の第三者が作成した特定事業場の日報の様式部分である。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず、また、日報の記載内容を審査請求人は知らなくても、その様式部分は、審査請求人が知り得ることから、これを開示しても、特定の事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号，3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番18について

当該部分は、特定事業場に勤務している労働者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、審査請求人と同一の事業場で勤務していた者の氏名であり、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番 1, 通番 3, 通番 7 (署名・印影部分を除く。), 通番 18 及び通番 20 について

当該部分は、審査請求人以外の個人の氏名、印影、住所、生年月日、連絡先、社員番号、雇入年月日、部署名、勤務体系及び社会保険番号とその資格取得年月日である。

当該部分は、それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法 15 条 2 項による部分開示を検討すると、審査請求人以外の氏名、住所、生年月日、連絡先、社員番号及び社会保険番号については個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを開示すると、事業場の関係者等には当該労働者が特定され、関係者等にこれらの情報が知られることにより、当該労働者の権利利益を害するおそれがないとは認められないため、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 5, 通番 7 (署名及び印影部分), 通番 9, 通番 13 及び通番 22 について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名又は印影である。それぞれ法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 3 号イ該当性について

通番 4 は、一般に公にしていな特定事業場の労務管理の内部情報であり、これらを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性について

通番14は, 審査請求人以外の第三者が作成した作業日報の記載内容であり, 労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて, 特定事業場から提出された文書であると認められ, これを開示すると, 事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ, 事実関係を把握することが困難となり, 労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号及び3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は, その他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ, 諮問庁による当審査会への諮問後に, 審査請求人に対し, 当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた, いわゆる事件プリントが送付され, 労働保険審査会の裁決もなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては, 当該事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが, その後の事情の変化を踏まえ, 諮問庁の現時点における対応としては, 労働保険審査会から既に審査請求人に対して開示された情報については, 可能な限り開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象保有個人情報につき, その一部を法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については, 審査請求人が開示すべきとし, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち, 別表の6欄に掲げる部分を除く部分は, 同条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので, 不開示とすることが妥当であるが, 別表の6欄に掲げる部分は, 同条2号, 3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文 書名	3 通 番	4 原処分において不開示とさ れている部分	5 不開示情報 (法 14 条 該 当号)			6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	
1	甲号証一 式		-				
2	療養補償 給付たる 療養の給 付請求書	1	7 頁診察担当者氏名・印影部 分	○			
3	保険給付 実地調査 復命書	2	① 5 頁「調査事項」欄 3 4 行 目, 3 5 行目, 3 7 行目, 4 2 行目, 6 頁「調査事項」欄 2 2 行目, 4 5 行目, 9 頁 「調査事項」欄 6 行目 1 7 文 字目ないし 7 行目 1 2 文字 目, 1 0 行目 2 1 文字目ない し 3 8 文字目, 1 2 行目 3 5 文字目ないし 1 3 行目 2 行 目, 1 4 行目 3 9 文字目ない し最終文字	○		○	全 て 開 示
		3	② 5 頁「調査事項」欄 4 7 行 目 2 1 文字目ないし 2 3 文字 目	○			
		4	③ 7 頁 4 1 行目, 8 頁 2 行目		○		
			④ 5 頁「調査事項」欄 2 5 行 目 2 0 文字目ないし 2 3 文字 目, 6 頁「調査事項」欄 1 行 目 2 1 文字目ないし 2 3 文字 目, 2 0 行目, 2 7 行目 2 1 文字目ないし 2 3 文字目, 4 3 行目, 7 頁「調査事項」欄 3 7 行目ないし 4 0 行目, 4 2 行目ないし最終行, 8 頁	新たに開示			

			「調査事項」欄 1 行目, 3 行目, 2 4 行目 3 6 文字目ないし 2 5 行目 1 2 文字目, 9 頁「調査事項」欄 1 行目 5 文字目ないし 3 行目 9 文字目, 5 行目 3 5 行目ないし 3 8 行目, 7 行目 3 0 文字目ないし 3 2 文字目, 1 1 行目 1 6 文字目ないし 1 9 文字目, 1 2 行目 1 5 文字目ないし 3 4 文字目, 3 0 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 4 1 文字目ないし 3 1 行目 3 文字目, 3 5 文字目ないし 3 2 行目 最終文字, 3 4 行目ないし 3 7 行目			
4	聴取書①		-			
5	聴取書②		-			
6	意見書等 ①	5	① 4 頁医師印影部分	○		
		6	② 4 頁及び 5 頁の医師意見不開示部分	○		○ 全て開示
			③ 4 頁の医師の記名部分	新たに開示		
7	意見書等 ②	7	① 4 頁医師の署名, 印影部分, 8 頁右下「担当」欄の氏名部分	○		
		8	② 4 頁医師意見の⑤の不開示部分	○		○ 全て開示
			③ 4 頁医師意見の④の不開示部分	新たに開示		
8	意見書等 ③	9	① 4 頁医師の署名, 印影部分	○		
		10	② 4 頁医師意見の 5) の不開示部分	○		○ 全て開示
			③ 4 頁医師意見の 4) の不開示部分	新たに開示		
9	意見書等 ④		4 頁不開示部分	新たに開示		

10	一日の業務の流れ		-				
11	腰痛につながる業務等に関する資料		-				
12	業務内容の表		-				
13	出勤簿		-				
14	入居者情報		-				
15	シフト表		-				
16	請求人作成文書等		-				
17	チャットの詳細		-				
18	写真		-				
19	パンフレット		-				
20	貸金台帳	11	2頁及び3頁の事業場印影部分		○		全て開示
21	出勤簿	12	① 2頁ないし14頁の事業場印影部分		○		全て開示
		13	② 2頁, 4頁ないし11頁, 14頁の承認欄の署名部分	○			
22	日報	14	① 56頁ないし59頁の不開示部分	○	○	○	様式部分
			② 2頁ないし55頁並びに60頁及び61頁不開示部分	新たに開示			
23	労働契約書①	15	2頁事業場印影部分		○		全て開示
24	労働契約書②	16	2頁事業場印影部分		○		全て開示

2 5	履歴書		-				
2 6	組織図	1 7	① 2 頁事業場印影部分		○		全て開示
		1 8	② 2 頁の①を除く不開示部分	○			審査請求人と同列にある氏名部分
2 7	労働者名簿	1 9	① 2 頁事業場印影部分		○		全て開示
		2 0	② 2 頁ないし 1 0 頁の不開示部分	○			
2 8	就業規則等		① 2 頁ないし 3 6 頁の事業場印影部分		○		-
			② 事業場印影部分を除く不開示部分	新たに開示			
2 9	時間外労働，休日労働に関する協定届	2 1	① 2 頁事業場印影部分		○		全て開示
		2 2	② 2 頁の労働者代表者氏名及び印影部分	○			
			③ 2 頁の職名部分	新たに開示			
3 0	交通事故証明書		-				

※ 本表 6 欄に掲げる部分のうち「-」印の箇所は、審査請求人が開示を求めている部分であり、本表 5 欄に掲げる部分のうち、新たに開示としている部分は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示する箇所である。